

千葉県報

定例
令和7年9月2日

主要目次

- 救急病院の認定
- 漁業の制限措置及び許可を申請すべき期間
- 千葉県区における漁業の免許
- 公 告
- 環境影響評価書の送付及び縦覧
- 県営土地改良事業の工事の完了（三件）
- 特定調達公告
- 入札公告
- 落札者等の公告（六件）

告 示

千葉県告示第四百七十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。
令和七年九月二日

千葉県知事 熊谷 俊 人

名 称	所 在 地	認定の有効期限
医療法人社団創進会	千葉県市若葉区若松町五三二番地	令和十年五月十六日
つわ台総合病院	四八六	
医療法人社団誠仁会	千葉県美浜区打瀬一丁目一番五	
はま病院		
社会福祉法人恩賜財団済生会 千葉県済生会習志野病院	習志野市泉町一丁目一番一号	
東京女子医科大学附属八千代医療センター	八千代市大和田新田四七七番地	
医療法人社団協友会 船橋総合病院	九六 船橋市北本町一丁目一三番一号	

医療法人徳洲会 千葉西総合病院	千葉県松戸市金ケ作一〇七番地の一	〃
医療法人社団聖仁会 我孫子聖仁会病院	我孫子市柴崎一、三〇〇番	〃
医療法人社団康喜会 辻仲病院柏の葉	柏市若柴一七八番地二柏の葉キャンパス一四八街区六	〃
医療法人鳳生会 成田病院	成田市押畑八九六番地	〃
聖隷佐倉市民病院	佐倉市江原台二丁目三六番二	〃
日本医科大学千葉北総病院	印西市鎌苅一、七一五番地	〃
医療法人社団樹々会 日吉台病院	富里市日吉台一丁目六番地二	〃
医療法人社団育誠会 北総栄病院	印旛郡栄町安食二、四二一番地	〃
医療法人SHIODA 塩田記念病院	長生郡長柄町国府里五五〇番地一	〃
医療法人社団栄陽会 東病院	富津市大堀二、一一四番地	〃
帝京大学ちば総合医療センター	市原市姉崎三、四二六番地三	〃
医療法人徳洲会 館山病院	館山市北条字段所五二〇番地一	令和十年五月三十一日
医療法人社団邦清会 木更津東邦病院	木更津市菅生七二五番地一	令和十年六月二十四日

千葉県告示第四百七十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号。以下「規則」という。）第十一條第二項の規定により、うなぎ稚魚漁業につき、制限措置及び許可を申請すべき期間を次のとおり定めた。
令和七年九月二日

制限措置の内容
その一
千葉県知事 熊谷 俊 人

[illegible]

3			2			1			その四		
令和七年十二月一日から令和八年四月三十日まで 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数			漁業種類 すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業に限る。） 漁業時期 令和七年十二月一日から令和八年四月三十日まで 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数			漁業種類 すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業に限る。） 漁業時期 令和七年十二月一日から令和八年四月三十日まで 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数			漁業種類 すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業に限る。） 漁業時期 令和七年十二月一日から令和八年四月三十日まで 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数		
操業区域			漁業を営む者の資格			漁業を営む者の資格			漁業を営む者の資格		
利根川河口堰管理橋下流端及び黒部川大橋上流端から香取郡東庄町と銚子市との境界までの利根川（千葉県水域（規則第三十六条第二項に定める区域を除く。）に限る。）並びに黒部川水門下流端から下流の黒部川の水域			銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者			銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者			銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者		
三人			許可をすべき漁業者の数			許可をすべき漁業者の数			許可をすべき漁業者の数		
清水堰から下流の南白亀川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域			長生郡白子町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者			勝浦市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者			勝浦市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者		
百七人			七十六人			二十八人			二十八人		

五井大橋下流端から下流の養老川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	市原市又は夷隅郡大多喜町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのものとで販売するものと認められる者	五人
共同漁業権共第五十七号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域のうち銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線から同市名洗町と同市西小川町との境界線に至る漁場の区域及び共第五十六号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのものとで販売するものと認められる者	十人
共同漁業権共第五十四号、共第五十五号及び共第五十六号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の水域	旭市若しくは匝瑳市又は山武郡横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのものとで販売するものと認められる者	九十四人
共同漁業権共第五十号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の水域	いすみ市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのものとで販売するものと認められる者	八人
共同漁業権共第五十二号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の水域	山武市若しくは大網白里市又は山武郡九十九里町若しくは横芝光町若しくは長生郡一宮町、長生村若しくは白子町内に住	三十七人

共同漁業権共第四十号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の水域	所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのものとで販売するものと認められる者	三十五人
駒込堰から下流の新川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域	旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのものとで販売するものと認められる者	六十人
加勢橋下流端から下流の木戸川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域	山武市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのものとで販売するものと認められる者	八十八人
大中堰から下流の作田川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域	東金市若しくは山武市又は山武郡九十九里町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのものとで販売するものと認められる者	百十八人
小沼田堰から下流の真亀川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域	東金市若しくは大網白里市又は山武郡九十九里町内に住所を	五十二人

水域	亥鼻橋下流端から下流の印旛放水路の	小糸川人見堰から下流の小糸川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	殿里橋下流端から下流の堀川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域	
うなぎの稚魚を適正	千葉市内に住所を有し、かつ、採捕した	君津市又は富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	長生郡一宮町又は睦沢町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	長生郡一宮町又は長生村内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	大網白里市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者
五人	九人	四十五人	十九人	三十人		

吾妻橋下流端から下流の岩瀬川の水域	共同漁業権共第五十七号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域のうち基点北二十二号の点から銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線に至る漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域	富津市青木又は同市西川の区域内に河口を有する河川（河口から上流五百メートル以内の水域に限る。）の水域	富津市富津の区域内に河口を有する河川（河口から上流五百メートル以内の水域に限る。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域	富津市富津の区域内に河口を有する河川（河口から上流五百メートル以内の水域に限る。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域	旭市及び匝瑳市（旧野栄町の区域に限る。）の区域内に河口を有する河川（河口から上流五百メートル以内の水域に限る。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域	館山市内に河口を有する河川（河口から上流五百メートル以内の水域に限る。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域
富津市内に住所を有	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	館山市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者
四人	十一人	三人	十人	七十八人	十人	

その五	漁業種類 すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業を除く。） 漁業時期 令和七年十二月一日から令和八年四月三十日まで 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数	共同漁業権内共第十二号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から下流の千葉県水域（北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点及び北緯三十五度四十四分二十秒東経百四十度四十九分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点、北緯三十五度四十五分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分
-----	--	--